

仁井田浄水場等整備事業

実施方針 (変更版)

令和3年11月

秋田市上下水道局

目 次

はじめに	1
第1 本事業の概要	1
1 事業内容に関する事項	1
第2 事業者の募集および選定に関する事項	18
1 事業者を求めるもの	18
2 事業者の選定に関する基本的事項	18
3 事業者の参加資格に関する事項	20
4 事業者の募集および選定スケジュール	24
5 実施方針に関する現地見学会	25
6 実施方針に関する質問および意見・提案の受付および回答	27
第3 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	28
1 本事業で予想されるリスク	28
2 リスク分担の基本的な考え方	28
3 モニタリング等	28
第4 その他事業の実施に関する事項	28
1 事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 ..	28
2 事業が困難になった場合の措置	29
3 本事業に係る情報の提供	29
第5 その他選定に関する事項	30
1 公正な応募の確保	30
2 応募に当たっての費用の負担	30
3 提出書類の取扱い	30
4 問合せ先	30
別紙1 事業場所の位置図	
別紙2 仁井田浄水場、豊岩浄水場の水位高低図	
別紙3 新仁井田浄水場 整備予定地	
別紙4 リスク分担表	
別紙5 新仁井田浄水場整備予定地 測量図	
別紙6 新仁井田浄水場整備予定地 地質調査結果	
別紙7 豊岩浄水場 参考図	
別紙8 豊岩浄水場 地質調査結果	
別紙9 豊岩取水場 地質調査結果	

はじめに

仁井田浄水場は、秋田港の完成などによる工場誘致や、周辺13か村との合併などにより急増した戦後の水需要に対応するため、昭和31年に秋田市が秋田県から施設を譲り受け、翌32年に稼働を開始した。その後、高度経済成長期における水需要の増加や、市勢の発展に伴う給水区域の拡張などに対応するため、二度の拡張事業を経て、現在の給水能力は154,600m³/日となっている。

浄水施設としては、一級河川雄物川を水源とする2系統を有しており、本市給水量の約8割を担う主力浄水場として、重要な役割を果たしている。

一方、昭和30年代から50年代に建設された施設・設備が混在しており、老朽化が進行していることに加え、耐震性能の不足、浄水処理の不安定性、危機管理機能の不備、施設規模の適正化といった課題を有している。

こうした課題を解決するため、秋田市上下水道局（以下「局」という。）では、平成30年9月に仁井田浄水場更新基本計画を策定し、急速ろ過方式の採用をはじめとする、更新に向けた基本方針を定めた。

また、平成30年度から令和元年度までに実施した全体基本設計において、仁井田浄水場のダウンサイジングに伴い、豊岩浄水場を公称施設能力により運転するための改造等をあわせて実施することとした。

さらに、発注方式については、民間ノウハウの発揮と地域経済への貢献の両立を目指し、水処理プラントは設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）、取水塔、導水管および脱水汚泥保管棟などは仕様発注方式として別途発注とすることとした。

本実施方針は、前述の基本方針等を踏まえ、局が実施する仁井田浄水場等整備事業（以下「本事業」という。）について、事業の概要およびDB方式部分を委ねる事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する方針を定めるものである。

第1 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

仁井田浄水場等整備事業

(2) 事業範囲

事業範囲は、仁井田浄水場、豊岩浄水場および豊岩取水場の整備とする。

このうち、DB方式の整備対象施設については、基本設計、実施設計および建設工事を実施し、整備対象外施設に関しては、DB方式分と関連する施設について、基本設計のみを実施することとする。（p12～14参照。）

(3) 事業場所

別紙1のとおり。

(4) 管理者の名称

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

(5) 既存施設の概要

既設の仁井田浄水場、豊岩浄水場および豊岩取水場の概要を、それぞれ図表1、2、3に、既設送水フロー概略を図表4、5に示す。

また、これらの既存施設の位置を別紙1、水位高低を別紙2に示す。

図表1 既設仁井田浄水場の概要

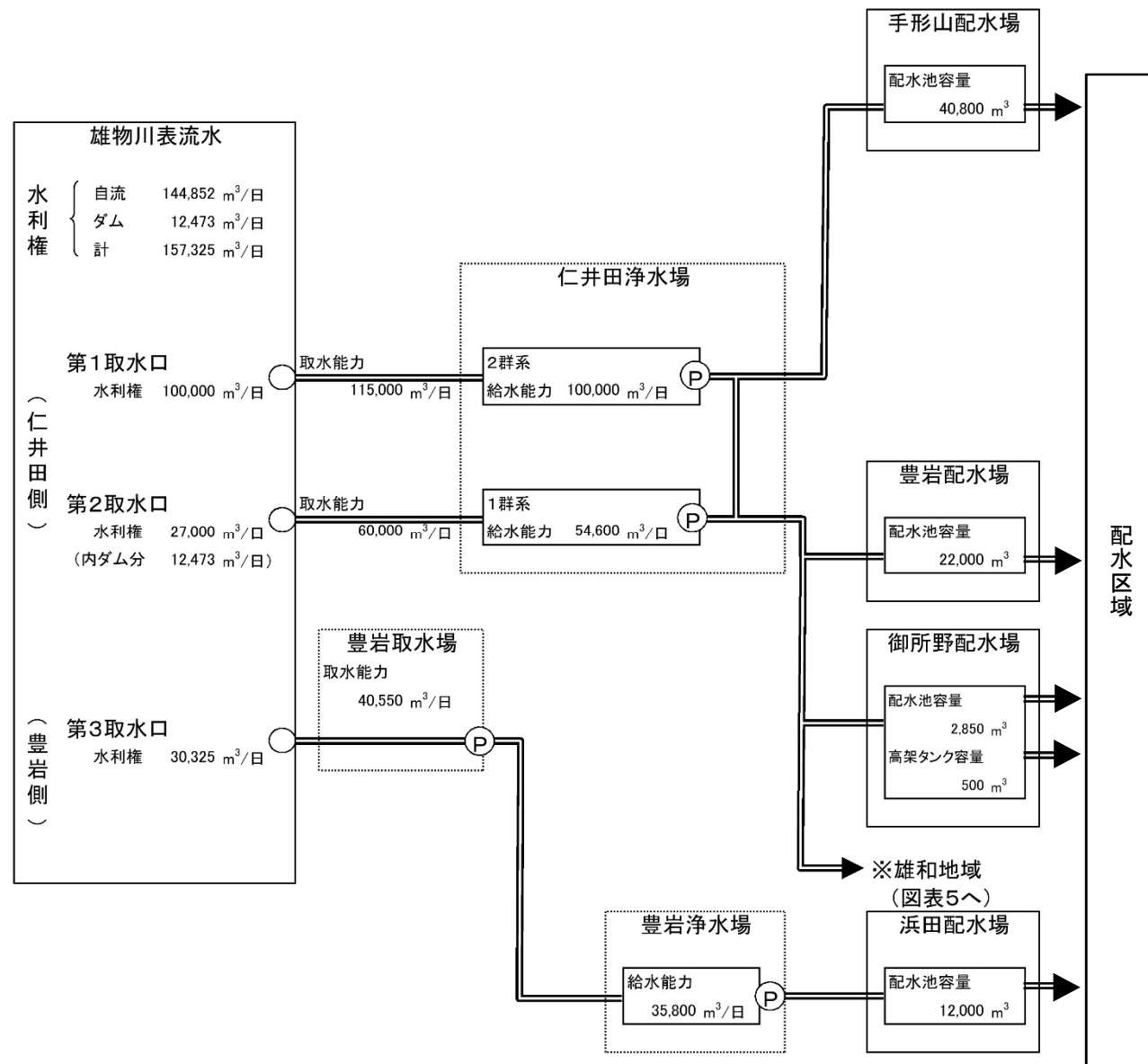
項目	内容
所在地	秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか
水源	表流水（一級河川 雄物川水系雄物川）
計画取水能力	第1取水口：115,000m ³ /日 第2取水口：60,000m ³ /日
計画給水能力 （公称施設能力）	1群系 54,600m ³ /日 2群系 100,000m ³ /日
浄水処理方式	凝集沈澱＋急速ろ過
主要な施設	<ul style="list-style-type: none">・ 取水施設 第1取水口（2群系）、第2取水口（1群系）・ 取水ポンプ施設（1群系、2群系）・ 沈砂池（1群系、2群系）・ 高速凝集沈澱池（1群系：3池、2群系：4池）・ 急速ろ過池 1群系：12池（うち1池予備） 2群系：14池（うち1池予備）・ 浄水池（1群系、2群系）・ 排水池、排泥池、濃縮槽・ ケーキヤード、天日乾燥床

図表 2 既設豊岩浄水場の概要

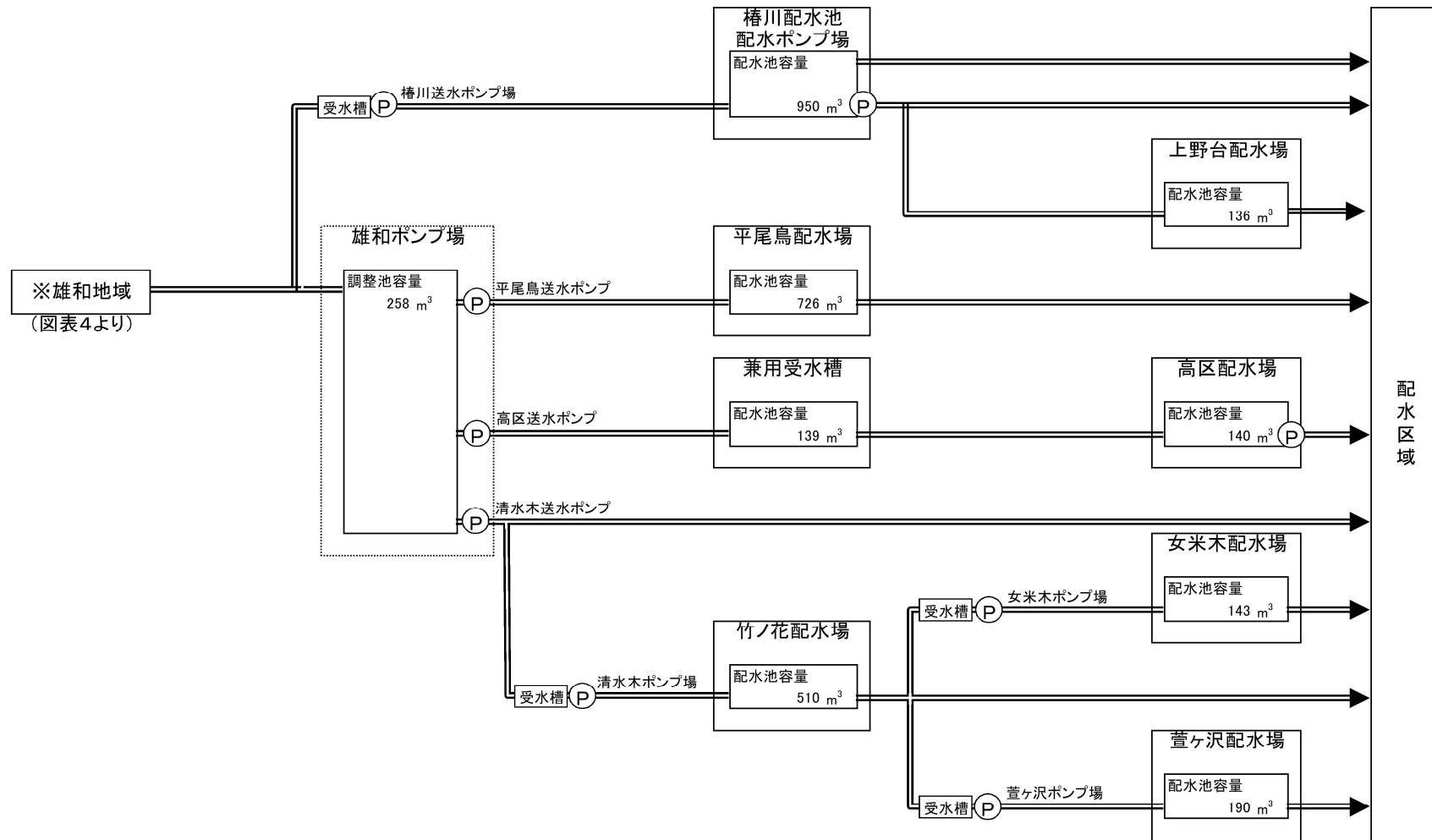
項 目	内 容
所在地	秋田市豊岩豊巻字上野164番地
水源	表流水（一級河川 雄物川水系雄物川）
計画取水能力	第3取水口：40,550m ³ /日
計画給水能力 （公称施設能力）	35,800m ³ /日
浄水処理方式	凝集沈澱＋急速ろ過
主要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沈澱池（フロック形成池：2池、沈澱池：2池、傾斜板沈降装置） ・ 急速ろ過池：8池 ・ 浄水池：2池 ・ 排水池、排泥池、濃縮槽

図表 3 既設豊岩取水場の概要

項 目	内 容
所在地	秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7
主要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水施設（第3取水口） ・ 取水ポンプ施設 ・ 沈砂池



図表4 既設フロ一概要図 秋田地域



図表5 既設フロー概要図 雄和地域

(6) 本事業の対象施設

本事業における対象施設（以下「対象施設」という。）である（仮称）新仁井田浄水場（以下「新仁井田浄水場」という。）、豊岩浄水場および豊岩取水場の概要を、それぞれ図表6、7、8に示す。また、対象施設の立地条件を図表9、10、11に、新仁井田浄水場整備予定地の測量図および豊岩浄水場の参考図を別紙5、7に、地質調査結果を別紙6、8、9に示す。

本事業は、計画浄水量71,900m³/日の新仁井田浄水場の設計・建設、計画浄水量40,550m³/日の豊岩浄水場および豊岩取水場の設計・建設（改造）を行うものである。

新仁井田浄水場の浄水処理方式は、現行と同様の凝集沈澱および急速ろ過方式とし、建設用地は、既存施設の北東側の市有地、南東側の汚泥ストックヤードおよび既設天日乾燥床の一部とする。なお、見学・研修施設および紫外線照射施設は整備対象外であるが、基本設計では将来の配置計画までを行う。

図表6 新仁井田浄水場の概要

項目	内容
水源	表流水（一級河川 雄物川水系雄物川）
水利使用許可水量	第1取水口 100,000m ³ /日 第2取水口 27,000m ³ /日 計 127,000m ³ /日 ※上記は現在の水量であり、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定 ※新浄水場の建設に併せ、新たな取水施設（第4取水口）を建設予定
計画浄水量	71,900m ³ /日
計画一日最大給水量	65,300m ³ /日
浄水処理方式	粉末活性炭＋凝集沈澱＋急速ろ過
主要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取水施設（沈砂池、取水ポンプ施設等） ・ 浄水施設（凝集沈澱池、急速ろ過池等） ・ 送水施設 ・ 排水処理施設 ・ 薬品注入設備 ・ 粉末活性炭注入設備 ・ 管理棟（中央監視制御設備等） ・ 受変電設備 ・ 非常用自家発電設備

図表 7 豊岩浄水場の概要

項目	内容
水源	表流水（一級河川 雄物川水系雄物川）
水利使用許可水量	第3取水口 30,325m ³ /日 ※上記は現在の水量であり、本事業の計画浄水量に合わせて更新予定
計画浄水量	40,550m ³ /日
計画一日最大給水量	35,800m ³ /日
浄水処理方式	粉末活性炭＋凝集沈澱＋急速ろ過
主要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速ろ過池（改造） ・ 送水施設（更新および新設） ・ 粉末活性炭注入設備（粉末活性炭棟含む）（新設） ・ 受変電設備（改造） ・ 中央監視制御設備（更新）

図表 8 豊岩取水場の概要

項目	内容
主要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電設備（改造） ・ 非常用自家発電設備（新設） ・ 遠方監視制御設備（新設）

図表 9 新仁井田浄水場の立地条件

敷地概要	予定敷地	秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか	
	敷地面積	127,280.66㎡（既設浄水場を含む実測面積）	
	隣接道路	市道新中島大野線 幅員：4.8m～20.8m 市道仁井田浄水場北線 幅員：2.1m～2.7m	
	土質調査資料	あり	
	敷地内既存建築物資料	あり	
都市計画	都市計画区域	秋田都市計画区域内 市街化調整区域	
	計画道路	なし	
	用途地域	指定なし	
	防火地域	指定なし 法22条区域	
	その他の地区	立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外）	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
	高さ制限	隣地斜線制限：31m+2.5×L2 道路斜線制限：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離	
	日影制限	敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用	
	騒音振動規制	規制なし	
	積雪荷重	20N/㎡ 垂直積雪量：100cm	
基盤施設	電力	調整が必要な事項	あり（太陽光、励磁電流抑制装置）
		既存構造物の資料	なし
	通信	調整が必要な事項	あり（既存構造物の移設等）
		既存構造物の資料	あり（配置概略図）
	上水道	供給条件	なし（自給）
		加入金	なし

	下水道	整備状況	公共下水道計画区域外
		負担金	なし
気候等	降雨	年間降水量	平均 1,838.2 mm 最大 2,373.0 mm (2013年) 最小 1,490.5 mm (2015年)
		最大10分間降水量	24.5 mm (2019年8月10日)
	降雪	年間降雪量	平均 290.7 cm 最大 401.0 cm (2011年) 最小 166.0 cm (2019年)
		最深積雪	68.0 cm (2013年1月12日)
	気温	年間平均気温	12.2 °C
		年間最高気温	平均 16.2 °C 最高 37.6 °C (2016年8月7日)
		年間最低気温	平均 8.7 °C 最低 -9.7 °C (2018年2月2日)
	風速・風向		平均 4.3 m/s 最多風向 南東
	雷		平均 37.5 回/年
	塩害		あり
※2010～2019年（10年間）の平均値とする。 ※気象庁秋田観測所のデータより引用 ※降雪は、寒候年（前年8月1日から当年7月31日までの期間）で集計。			

図表 10 豊岩浄水場の立地条件

敷地面積	所在地	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	
	敷地面積	87,341.00m ²	
	隣接道路	市道 豊岩浄水場線 幅員：8.0m	
	土質調査資料	あり	
	敷地内既存 建築物資料	あり	
都市計画	都市計画区域	秋田都市計画区域内 市街化調整区域	
	計画道路	なし	
	用途地域	指定なし	
	防火地域	指定なし 法22条区域	
	その他の地区	立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外）	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
	高さ制限	隣地斜線：31m+2.5×L2 道路斜線：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離	
	日影制限	敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用	
	騒音振動規制	規制なし	
	積雪荷重	20N/m ² 垂直積雪量：100cm	
基盤施設	電力	調整が必要な事項	あり（受電、励磁電流抑制装置）
		既存構造物の資料	なし
	通信	調整が必要な事項	あり（新規回線の設置等）
		既存構造物の資料	あり（配置概略図）
	上水道	整備状況	自給（既設）
	下水道	整備状況	公共下水道計画区域外 浄化槽（既設）

図表 11 豊岩取水場の立地条件

敷地概要	所在地	秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7	
	敷地面積	10,120.00m ²	
	隣接道路	建築基準法上の接道なし 建築基準法第43条許可申請が必要	
	土質調査資料	あり	
	敷地内既存建築物資料	あり	
都市計画	都市計画区域	秋田都市計画区域内 市街化調整区域	
	計画道路	なし	
	用途地域	指定なし	
	防火地域	指定なし 法22条区域	
	その他の地区	立地適正化計画区域（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域（都市機能誘導区域外）	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
	高さ制限	隣地斜線：31m+2.5×L2 道路斜線：1.5×L3 L2：隣地境界線までの水平距離 L3：前面道路の反対側の境界線までの水平距離	
	日影制限	敷地境界線から5m超10m以内：5時間 敷地境界線から10m超：3時間 測定面4m、建物高さ10mを超える場合に適用	
	騒音振動規制	規制なし	
	積雪荷重	20N/m ² 垂直積雪量：100cm	
基盤施設	電力	調整が必要な事項	あり（受電）
		既存構造物の資料	なし
	通信	調整が必要な事項	あり（新規回線の設置等）
		既存構造物の資料	あり（配置概略図）
	上水道	整備状況	自給（既設）
	下水道	整備状況	公共下水道計画区域外 なし（既設）

(7) 本事業の対象施設および対象業務

本事業の対象施設ごとの業務範囲を図表 12 に示す。

図表 12 本事業の設計、工事対象範囲

新仁井田浄水場

施 設			基本 設計	実施 設計	建設 工事	
整備 対象 施設	1	取水・導水施設	沈砂池、取水ポンプ施設	○	○	○
	2	浄水施設	着水井、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池	○	○	○
	3	各種設備	中央監視制御設備、薬品注入設備(凝集剤、消毒剤、pH調整剤)、粉末活性炭注入設備、非常用自家発電設備、受変電設備	○	○	○
	4	送水施設	送水ポンプ	○	○	○
	5	管理用建物	管理棟、薬品棟、粉末活性炭棟	○	○	○
	6	場内配管		○	○	○
	7	排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽	○	○	○
	8	造成		○	○	○
	9	管路施設	手形山送水管、豊岩送水管、御所野送水管、豊岩配水場連絡管、御野場本管、公共下水道接続、電気防食設備	○	○	○
	10	既存施設撤去 ^{※1}	天日乾燥床の一部、ストックヤード、脱水汚泥保管棟、送配水管	○	○	○

施 設			基本設計	実施設計	建設工事	
整備対象外施設	1	管理用建物	脱水汚泥保管棟、車庫棟、資機材倉庫	○	—	—
	2		見学・研修施設、紫外線処理施設※ ²	○ (配置)	—	—
	3	太陽光発電設備		○	—	—
	4	場内整備	舗装、植栽、外灯、ストックヤード、保安施設等	○	—	—
	5	取水・導水施設	取水塔、導水管等	—	—	—
	6	場外整備	工事用仮設橋※ ³	—	—	—
	7	既存施設撤去	既存取水・導水施設	—	—	—

※1 既存施設撤去に関する条件は、次のとおりとする。

- ・天日乾燥床の一部は、整備に必要な範囲（最大6床とし、内1床はストックヤードとして利用すること）までの撤去とする。
- ・既存脱水汚泥保管棟およびストックヤードは、局が別途発注する同施設の整備が完成した後に撤去できる。

※2 見学・研修施設および紫外線処理施設の基本設計は、将来の配置計画までとする。ただし、見学・研修施設については、局の指示に基づく配置とする。

※3 工事用仮設橋は、局が別途発注して令和4年度に整備予定である。新仁井田浄水場完成後は、維持管理用通路として利用するので、動線等に配慮すること。

豊岩浄水場（改造）

施 設				基本 設計	実施 設計	建設 工事
整備 対象 施設	1	浄水施設	急速ろ過池（改造）	○	○	○
	2	送水施設	送水ポンプ（豊岩 ^{※1} 、 浜田）	○	○	○
	3	各種設備	中央監視制御設備、粉 末活性炭注入設備、受 変電設備 ^{※2}	○	○	○
	4	既存施設撤去	上記整備に伴う既存施 設・設備 ^{※3}	○	○	○
整備 対象 外 施設	1	管路施設	送水管（豊岩浄水場→豊 岩配水場）	○	—	—
	2	管理用建物	粉末活性炭棟	○	—	—
	3	場内整備	舗装等	○	—	—

- ※1 豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外までを事業者の施工範囲とする。
 ※2 受変電設備の更新スペースとして、特高変電所又は管理本館工作室・作業員控室を利用する場合は、必要となる建築、建築設備の改修も本事業の対象とする。
 ※3 浜田送水ポンプ室の既存施設・設備の撤去範囲は要求水準書による。

豊岩取水場（改造）

施 設				基本 設計	実施 設計	建設 工事
整備 対象 施設	1	管理用建物	非常用自家発電設備棟	○	○	○
	2	各種設備	受変電設備、非常用自 家発電設備、遠方監視 制御設備	○	○	○
	3	既存施設撤去	上記整備に伴う施設・ 設備	○	○	○

(8) 事業方式

本事業は、民間ノウハウの発揮と地域経済への貢献の両立を目指し、水処理プラントについてはDB方式、取水・導水施設および脱水汚泥保管棟などは仕様発注方式により実施する。

(9) 事業期間（予定）

ア 契約の締結

令和5年2月

イ 設計・建設期間

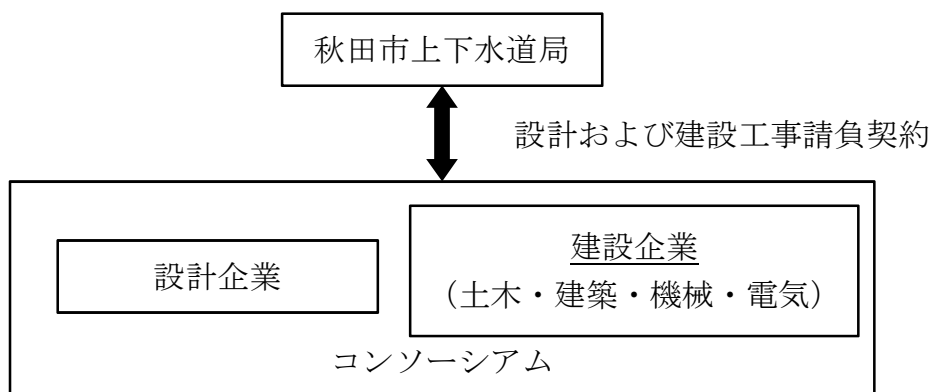
令和5年2月～令和10年3月（試運転期間を含む）

(10) 事業スキーム

本事業を行う事業者は、設計業務の実施を担う者および建設業務の実施を担う者の複数の企業により構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

コンソーシアムは、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業を含むこととし、設計ならびに土木、建築、機械設備および電気設備工事を担う各企業により構成されることを基本とする。また、コンソーシアムは、施設の建設のために特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を設立することとする。

図表 13 事業スキーム



(11) 本事業の対象業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲を図表 14 に示す。

図表 14 事業者が行う業務範囲の概要

業 務		内 容
調査	測量調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	土質調査	事業者が設計・施工に必要とする部分
	埋設物調査	工事への影響が考えられる埋設物の位置の確認
	周辺環境調査	工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の調査
	電波障害等調査	電波障害等対策に関する事前および事後調査
	説明会等実施支援	住民説明会等の資料作成および説明会への出席、その他必要な実施支援
設計	基本設計	図表12に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計
	実施設計	局が承認した基本設計に基づいて行う、図表12に示す整備対象施設の詳細な設計
	設計に伴う各種申請書類等の作成	設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
建設	工事	図表12に示す整備対象施設の土木、建築、機械および電気の各種工事
	工事監理者の配置	建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者による工事監理 工事監理者は、建築物の欠陥の発生を未然に防ぐために、工事を設計図書や契約書と照合し、そのとおりに実施されているかを確認、発注者に報告する等の業務を行う
	建設に伴う各種許認可の申請	工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議
	施設の引渡し	試運転、運転操作研修、設備台帳、運転・維持管理方法等を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務

(12) 本事業に係る対価

局は、「設計及び建設工事請負契約書」においてあらかじめ定める額をコンソーシアムに支払う。

(13) 事業スケジュール

事業スケジュールは、図表15のとおり予定している。

図表 15 事業スケジュール

時 期	内 容
令和5年2月	契約締結
令和5年2月	設計の着手
令和6年7月	建設工事の着手
令和10年3月	建設工事完了

(14) 遵守すべき関係法令等

その他定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則、秋田市上下水道局入札関係事務取扱要綱、その他関係法令を遵守すること。

(15) 留意事項

- ア 計画の立案、設計および工事の実施に当たっては、既存施設の運用および市民への安定的かつ継続的な給水の確保に配慮すること。
- イ 設計に当たっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、建設期間においては、周辺地域住民の信頼と理解および協力を得るよう努めること。

(16) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を局ホームページにおいて公表する。

第2 事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者を求めるもの

事業者には、「秋田市上下水道事業基本計画」の基本理念である「いつでもいつまでも秋田市の上下水道」の実現を念頭に、安全で安心な水道水を安定的に供給し、県都秋田市にふさわしい拠点浄水場の整備を期待するものである。以下に本事業のコンセプトを示す。

安全な水を供給できる浄水場

- ・ 浄水水質について目標を設定し、これを達成できる浄水処理方式とすることで、安全・安心な水道水を供給します。
- ・ 雄物川の水質などのさまざまな変化に対応できる適切な浄水処理方式とします。
- ・ 将来の人口減に伴う水需要の減少を見据え、安全な水を継続して供給するため、適切な更新方法と施設規模を採用します。

災害等に強い浄水場

- ・ 現行の耐震基準を満たす、地震に強い浄水場を構築します。
- ・ 洪水や津波等の災害による浸水への対策を講じます。
- ・ 長時間停電が起きる場合を想定した対策を講じます。
- ・ テロ等を未然に防ぐ対策を講じます。

環境と人にやさしい浄水場

- ・ 環境負荷の低減、資源の有効活用を図ります。
- ・ 子どもやお年寄りも安全で快適に見学できるひらかれた浄水場とします。

2 事業者の選定に関する基本的事項

(1) 選定方式

本事業に関わる事業者の募集および選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査および評価方法

ア 参加資格の審査

応募者の資格について、本事業への参加を希望する者にプロポーザル参加表明書およびプロポーザル参加資格審査申請書（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）の提出を求め、「第2-3-事業者の参

加資格に関する事項」に定める参加資格を有することを審査する。

イ 技術提案の審査

応募者からの本事業に関わる技術提案を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、技術提案および提案価格を総合的に評価する。

なお、事業者選定基準、技術提案の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、募集公告時に示す。

(3) 事業者選定委員会

ア 局は、学識経験者等により構成される「仁井田浄水場等整備事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、応募者の技術提案および提案価格の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 局は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

エ 委員名は、優先交渉権者が決定するまで非公表とする。

オ 優先交渉権者の決定までの間に、委員および局担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になるための接触、働きかけを行った場合、当該参加者は参加資格を失う。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 事業者選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

オ 提案価格が業務に要する費用を超過した場合。

(5) 募集の中止等

局がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、すでに公告もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、局は賠償責任を負わないものとする。

3 事業者の参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ア 応募者は、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業を含むコンソーシアムとする。ただし、構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額は、建設工事請負額の20%以上とすること。
- イ コンソーシアムは、対象施設の設計を行う「設計企業」、土木工事を行う「土木企業」、建築工事を行う「建築企業」、機械設備工事を行う「機械企業」および電気設備工事を行う「電気企業」により構成されることを基本とし、コンソーシアムは、施設の建設のために建設JVを設立する。
- ウ 建設JVを構成する土木、建築、機械および電気の各企業には、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むものとする。
- エ コンソーシアムを構成する企業等の数は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。コンソーシアムは、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の申請および参加手続きを行う。
- オ 代表企業の変更は、原則として認めない。
- カ コンソーシアムの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、局と協議を行い、新たな構成員とすることができる。
- キ コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員に加わることはできない。
- ク コンソーシアムは、本事業の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り秋田市内に本社又は本店を置く業者を活用すること。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に使用すること。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規

定に該当しないこと。

- (イ) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (ウ) 募集公告日から優先交渉権者決定の日までにおいて、秋田市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (エ) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (カ) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (キ) 仁井田浄水場更新事業者選定支援業務委託に関与している企業（日本水工設計株式会社および内藤滋法律事務所）又はこれらと資本面もしくは人事面で関係がないこと（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の20%を超える株式を有し、又はその出資の総額の20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）。

イ 各業務における参加資格要件

コンソーシアムの構成員は、対象施設の設計・建設の各業務を行うものとして、以下の(ア)～(イ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の各要件を全て満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 秋田市の最新の建設工事等入札参加資格者名簿において、「土木関係建設コンサルタント」および「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- c 技術士（上下水道部門の上水道および工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が2名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術

者と照査技術者の兼務は認めない。

- d 国内の表流水を水源とする公称施設能力 10,000m³/日以上の上水道における凝集沈澱および急速ろ過方式の浄水場の設計の実績を有すること。なお、以上の実績については、同一業務であることを条件としない。

(イ) 建設企業（土木企業、建築企業、機械企業、電気企業）

建設企業は、次の各要件を全て満たすこと。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」につき、各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の工事を複数で行う場合は、1 社がその要件を満たすこと。
- b 秋田市の最新の建設工事等入札参加資格者名簿において、対象工事ごと（土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事）に登録されていること。
- c プロポーザル参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 1,500 点以上、建築一式工事については 1,500 点以上、機械器具設置工事については 1,000 点以上、電気工事については 1,500 点以上の者であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、1 社がその要件を満たすこと。

ただし、コンソーシアムを構成する秋田市内に本社又は本店を置く企業については、秋田市内に建設業法でいう本店を有し、最新の建設業者等級格付名簿において「一般土木工事－A 等級」、「建築一式工事－A 等級」、「電気工事－A 等級」、「機械器具設置工事－A 等級」に登録されている者であること。
なお、一般土木工事および建築一式工事については、当該工種で経営事項審査の技術職員区分において 1 級に該当する技術者が 3 人以上在籍し、かつ、総合点数が 850 点以上の者であること。

- d 国内の水道施設工事又は機械器具設置工事において、1 社が元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のもの）として、浄水処理能力が 10,000m³/日以上凝集沈澱施設（上水道に限る。）および浄水処理能力 10,000m³/日以上急速ろ過施設（上水道に限る。）の新設又は更新をした工事実

績があること。なお、以上の実績については、同一工事であることを条件としない。

ウ 参加資格確認基準日

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- (イ) 参加資格確認基準日の翌日から技術提案書提出までの間、応募者の構成員が「第2-3-(2)応募者の参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。ただし、参加資格の審査を経た上で、「第2-3-(2)応募者の参加資格要件」の資格要件に該当する構成員に変更しプロポーザルへ参加することを認めるものとする。
- (ウ) 技術提案書提出の翌日から優先交渉権者を決定する日までの間、応募者の構成員が「第2-3-(2)応募者の参加資格要件」の参加資格を欠くに至った場合、局は当該応募者を事業者選定の審査対象から除外する。

4 事業者の募集および選定スケジュール

事業者の募集および選定のスケジュールは、図表16のとおり予定している。詳細については募集公告時に示す。

なお、スケジュールは、今後変更が生じることがある。

図表 16 事業者の募集および選定のスケジュール

事項	日程
実施方針、要求水準書（案）の公表	令和3年 8月 18日(水)
現地見学会	9月 13日(月) ～9月 22日(水)
実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見の受付、締切	8月 18日(水) ～10月 8日(金)
実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答公表	11月 5日(金)
実施方針（変更版）の公表	11月 5日(金)
実施方針（変更版）に関する質問・意見の受付、締切	11月 5日(金) ～11月 12日(金)
実施方針（変更版）に関する質問・意見に対する回答公表	11月 19日(金)
募集公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、設計及び建設工事請負契約書（案）（以下「募集要項等」という。））	令和4年 1月
現地見学会	1月
募集要項等に関する質問等の受付、締切（第一回）	1月
募集要項等に関する質問等に対する回答公表（第一回）	3月
参加資格確認申請書の受付、締切	3月
応募参加資格審査結果の通知	5月
募集要項等に関する質問等の受付、締切（第二回）	5月
募集要項等に関する質問等に対する回答公表（第二回）	6月
第1次技術提案書の受付	6月
技術対話の実施	7月

技術提案書の受付、締切	9月
技術提案書のプレゼンテーション	10月
優先交渉権者の決定および公表	11月
契約締結	令和5年 2月

5 実施方針に関する現地見学会

実施方針に関する現地見学会は、図表17に示す要領で行う。

図表 17 実施方針に関する現地見学会要領

開催日時	令和3年9月13日（月） ～9月22日（水） 平日 午前の部：9時から正午まで 午後の部：13時から16時まで
場所	仁井田浄水場、豊岩浄水場、豊岩取水場
参加申込受付期間	令和3年8月23日（月） 9時から 8月27日（金） 17時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールにより受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内（土日を除く）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
申込書の様式	様式3を用いて、電子メールに申込書を添付の上、以下のアドレス宛に送信すること。
申込書の提出先電子メールアドレス	ro-wtna@city.akita.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名には【現地見学会参加申込】と記載すること。
電子メール到着確認に関する問合せ先	秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室 秋田市川尻みよし町14番8号 電話 018-864-7565
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数は1企業3名までとする。 午前、午後それぞれの部の参加人数を10名程度に限定し、複数回実施する。 見学日時は、局から別途許可書により連絡する。 見学日当日は、許可書に記載する検温記録表に、参加者全員分を記入のうえ持参すること。

	<ul style="list-style-type: none">• 写真撮影等は可とするが、時間に限りがあるため、局の進行に影響のない範囲で行うこと。また、ドローン等の使用は不可とする。• 当日は、実施方針等の資料配布は予定していないため、各自ダウンロードして持参すること。• 参加申込状況によっては、参加人数の制限および時刻の変更を行うことがある。• 質疑応答の機会は設けない。また、局職員に対する移動中等の質問、名刺交換等の挨拶は不可とする。• 参加者に変更がある場合は、見学会前日（土日祝日を除く）17時までに上記電話番号へ連絡すること。• 駐車スペースに限りがあるため、自動車で来場する際は、参加企業ごとに最小限の台数とすること。• 雨天等により、やむを得ず中止する場合は、前日17時までに「実施方針に関する現地見学会申込書」に記載の担当者に連絡する。• 現地見学会のルートに工事中の箇所等があるため、各自ヘルメットを持参すること。• 感染拡大の状況により、現地見学会の代替として、記録媒体等による資料配布となる可能性もある。• 本見学会の参加者に対し、竣工図等の資料を提供するので、希望する者は、別途局ホームページに記載する方法により申込みこと。
--	---

6 実施方針に関する質問および意見・提案の受付および回答

(1) 質問および意見・提案の受付

実施方針に関する質問および意見・提案の受付は、図表18に示す要領で行う。

図表 18 実施方針に関する質問および意見・提案の受付要領

受付期間	実施方針公表の日から 令和3年10月8日（金） 17時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールにより受け付ける。 なお、電子メール送信後、24時間以内（土、日、祝日を除く）に返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
質問および意見・提案書の様式	様式1、2を用いて、電子メールに質問および意見・提案書を添付の上、以下のアドレス宛に送信すること。
質問および意見・提案書の提出先電子メールアドレス	ro-wtna@city.akita.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名には【実施方針に関する質問および意見・提案】と記載すること。
電子メール到着確認に関する問合せ先	秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室 秋田市川尻みよし町14番8号 電話 018-864-7565
注意事項	電話や窓口等での直接回答は行わない。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと局が認めたものを除き、令和3年11月5日（金）から局ホームページ（<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>）において公表する。

第3 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

1 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、局と事業者の分担概略を「別紙4」として示す。詳細については、原則として募集要項等に添付する「設計及び建設工事請負契約書（以下「事業契約書」という。）」で定める。

2 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、局が行う業務に係るリスクは局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

3 モニタリング等

(1) モニタリングの内容

局は、事業者が行う設計業務および工事等が、局の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

事業者が実施する設計業務および工事業務等の水準が、局で定める水準を下回ることが判明した場合、局は業務内容の改善を求める。事業者は、局の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、局が実施するモニタリングに係る費用は局が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

第4 その他事業の実施に関する事項

1 事業の契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約書に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契

約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約書に基づく契約（以下「事業契約」という。）およびこれに付帯する事業計画に関する紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業が困難になった場合の措置

(1) 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 局による是正勧告および事業契約解除

事業者の業務が、事業契約に定める局の要求水準を下回る場合、事業者の責に帰すべき事由による業務不履行又はその懸念が生じた場合、局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善できなかつたときは、局は、事業契約を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、局は、事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、局が事業契約を解除した場合、局は事業者に対し、これにより局に生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 局の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者による事業契約解除

局の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は局に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

局および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

3 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、適宜、局ホームページ (<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>) 等を通じて行う。

第5 その他選定に関する事項

1 公正な応募の確保

応募書類の提出に当たって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

2 応募に当たっての費用の負担

応募に関わる費用は、全て応募者の負担とする。

3 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、局は、本事業の公表時およびその他局が必要と認めるときには、応募者の承諾がある場合にのみ提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募者の提案書類は、本事業の審査結果を公表する目的以外に、応募者に無断で使用しない。

(2) 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

(3) 特許権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令により保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料および施工方法等を使用したことで生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

4 問合せ先

秋田市上下水道局 仁井田浄水場建設室

所在地 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号

電話 018-864-7565

電子メール ro-wtna@city.akita.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男 様

実施方針に関する意見・提案書

「仁井田浄水場等整備事業」に関する実施方針について、以下のとおり意見等を提出します。

商号又は名称	
住所	
担当者名	
所属・役職	
電話	
電子メール	

頁	項目					内容
(例) 17	第2	3	(1)	ア		応募者の構成について・・・・・・・・
(例) 別紙4	3/4					不可抗力について・・・・・・・・

注 記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式 2)

令和 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男 様

実施方針に関する質問書

「仁井田浄水場等整備事業」に関する実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

商号又は名称	
住所	
担当者名	
所属・役職	
電話	
電子メール	

頁	項目					内容
(例) 17	第2	3	(1)	ア		応募者の構成について・・・・・・・・
(例) 別紙4	3/4					不可抗力について・・・・・・・・

注 記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(様式 3)

令和 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男 様

実施方針に関する現地見学会申込書

商号又は名称	
住所	
担当者名	
所属・役職	
電話	
電子メール	

「仁井田浄水場等整備事業」の実実施方針に関する現地見学会について、以下のとおり申込みます。

1 参加希望者

参加者氏名	所属部署
①	
②	
③	

2 参加希望日

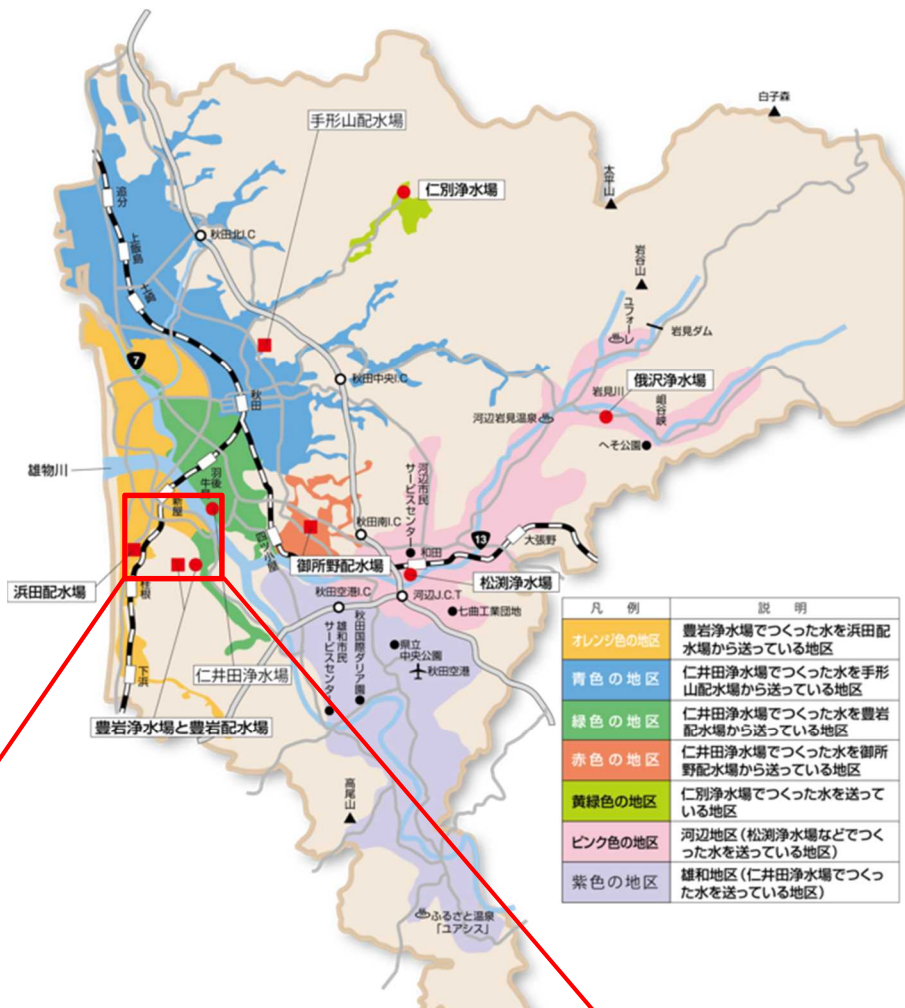
第一希望日	令和3年 9月 日 AM ・ PM
第二希望日	令和3年 9月 日 AM ・ PM
第三希望日	令和3年 9月 日 AM ・ PM

3 来場方法

来場方法についてご回答ください。なお、車で来場する場合は、その台数も記載してください。

- 車（社用車等）（ 台）
 その他（ ）

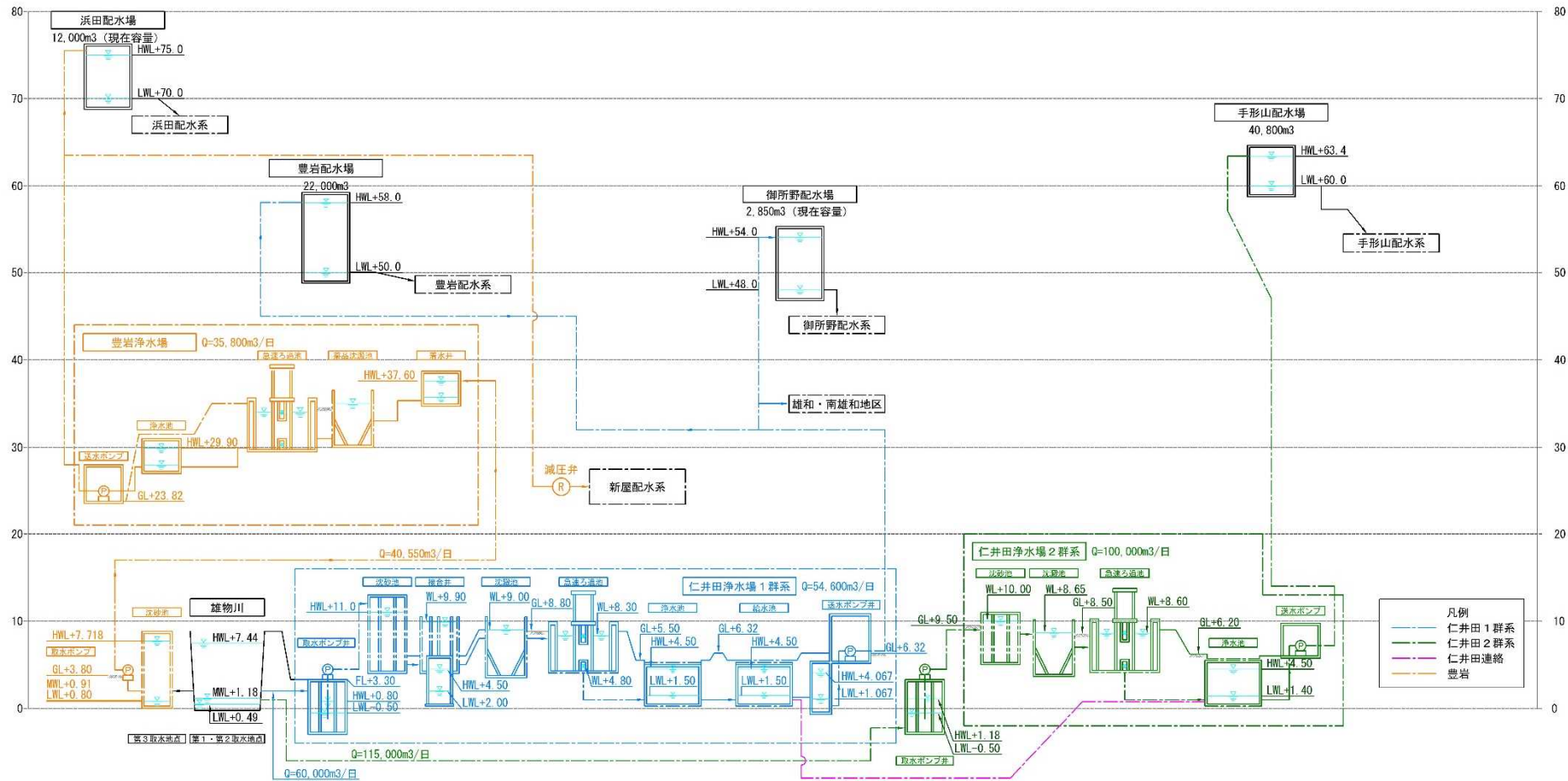
別紙 1 事業場所の位置図



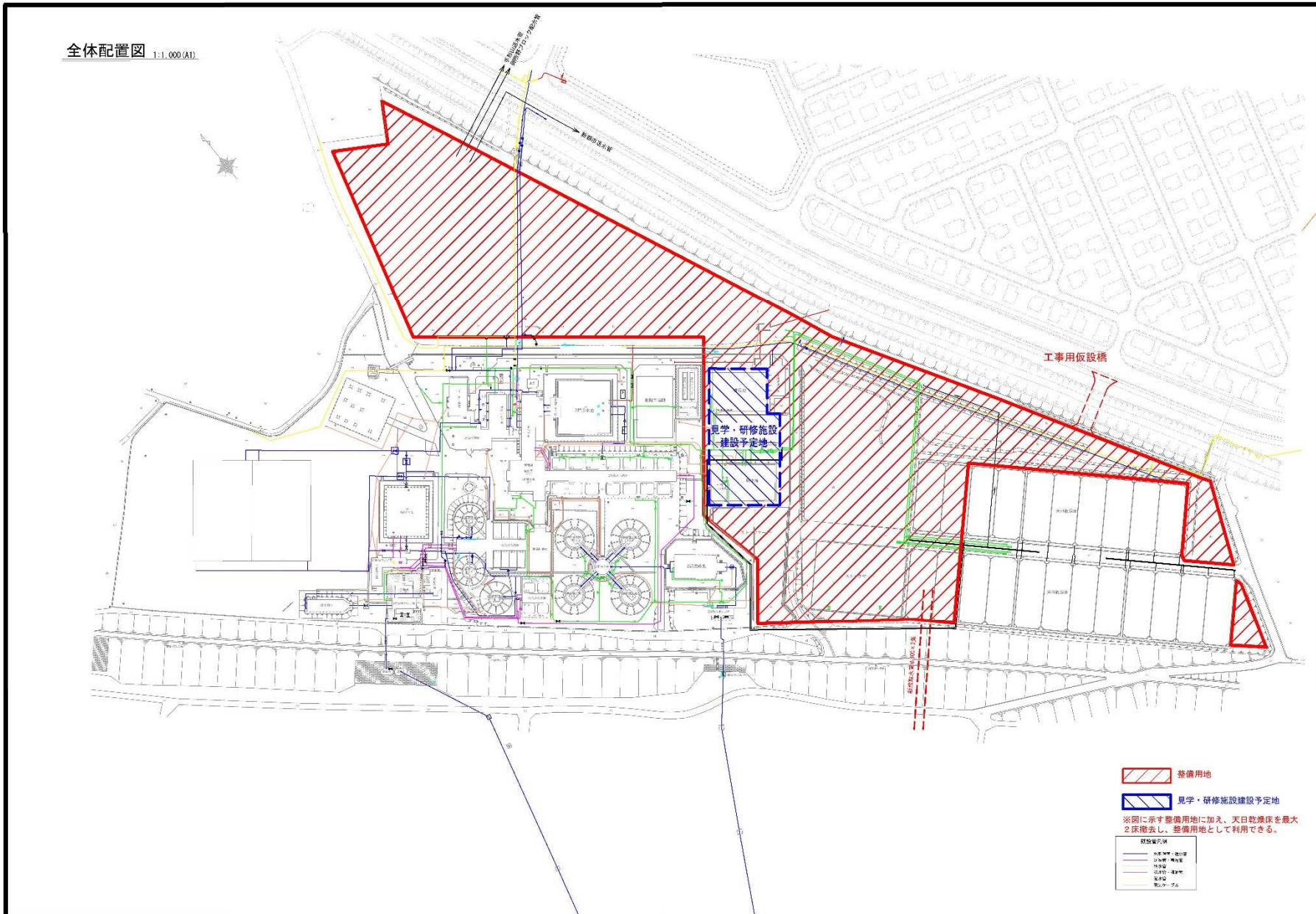
- ◆仁井田浄水場
秋田市仁井田字新中島 221 番地の 2 ほか
- ◆豊岩浄水場
秋田市豊岩豊巻字上野 164 番地
- ◆豊岩取水場
秋田市豊岩豊巻字下川原 161 番地の 7

仁井田・豊岩浄水場系 水位高低図

縮尺 NONE SCALE



別紙3 新仁井田浄水場 整備予定地



別紙4 リスク分担表

負担者について、「●」は主負担、「▲」は従負担とする。

リスク分担表 1/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			局	事業者	
共通	募集条件	募集要項等の記載内容の変更、誤記および提示漏れに関するもの	●		
	契約締結	局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止	●		
		事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止		●	
		局、事業者いずれの責に帰すべき事由によらない理由により、契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	● ¹	● ¹	
	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	●		
		浄水業務の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの	●		
	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	●		
		上記以外の法制度の新設、変更等		●	
	許認可	事業者が取得する許認可の遅延に関わるもの		●	
		上記以外の許認可の遅延に関わるもの	●		
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		●	
		消費税の変更に関わるもの	●		
	社会	第三者賠償リスク	事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償等 ・ 調査・設計、建設段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの ・ 調査・設計、建設段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するもの		●
			局の責に帰すべき事由による第三者賠償等	●	

¹ いずれの責に帰すべき事由によらないため、双方が責任を負わない（損害賠償請求は行わない）。

リスク分担表 2/4

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				局	事業者
共通	社会	住民対応	本事業に対する、又は局の要求に起因する住民の反対運動等	●	
			調査・設計、施工に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		●
		環境問題	局の要求に起因する環境問題	●	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		●
	業務	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●	▲ ²
	労務	教育・研修	関連経費および予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		不正犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		●
	事故災害		事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
			局の責に帰すべき事由によるもの	●	
	見学者対応		更新整備の不備によって見学者が怪我をした場合		●
	事業者の発注する業務		事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
	各種負担金		インフラ整備等の追加コストの発生	●	
	補助金・起債		補助金受給、起債の借入に関するもの	●	
	関係機関等の調整		局の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●	
			事業者の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの（建築確認申請、電気・ガス事業者の調整等）		●
	事業の中断		局の責に帰すべき事由による事業の中断等	●	
			事業者の責に帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻等）		●

² 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは局のリスク分担とする。

リスク分担表 3/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			局	事業者
共通	不可抗力	戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等	●	▲ ³
	計画変更	局の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
	契約不履行	事業者の責に帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新整備した施設・設備の性能不足）		●
	物価変動	更新整備期間中の物価変動	●	▲ ⁴
上記以外によるもの		●		
調査・設計	測量・調査	局が実施した測量・調査に関するもの	●	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	●	
		現地調査時における安全確保		●
		上記以外の測量・調査に関するもの		●
	計画・設計・仕様変更	局の請求による変更、不備	●	
		事業者からの請求による変更、不備		●
各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	●		
建設	用地	事業用地の確保に関するもの	●	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加確保		●
		地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）やその他予見できないこと	●	
	工事遅延	局の責に帰すべき事由による完工遅延	●	
		事業者の責に帰すべき事由による完工遅延		●
	工事監理	工事監理 ⁵ に関するもの		●
		工事現場管理 ⁶ に関するもの		●
	工事費増大	局の責に帰すべき事由による工事費増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大		●

³ 一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する。

⁴ 一定の割合を超える物価変動は局、それ以外は事業者が負担する。

⁵ 工事監理：設計図書との照合により工事が設計どおりに施工されているかの確認。建築士法第2条第7項で定義されている建築士が実施する。

⁶ 工事現場管理：工事現場全体の工程、材料、安全、原価管理等を行う。現場監督。

リスク分担表 4/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			局	事業者
建設	施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力 ⁷ による施設損傷	●	▲ ⁸
	性能未達	要求性能不適合（施工不良を含む。）の場合		●
	施設の契約不適合	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●
		施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●	
	安全確保	工事現場における事故等の発生		●
終了	終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの		●

⁷ 戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等。

⁸ 一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する。